

大阪市景観読本[抜粋]

(案)

令和 2 年 9 月
大阪市都市計画局

本書のねらい

本書は、「Ⅰ章 建築物・工作物の景観形成」「Ⅱ章 屋外広告物の景観形成」「Ⅲ章 景観重要公共施設の景観指針」「Ⅳ章 地域の景観まちづくりの進め方」「Ⅴ章 大規模面的整備検討による景観誘導」「Ⅵ章 夜間景観ガイドライン」の6つの章からなります。

Ⅰ、Ⅱ章では、建築物の建築、工作物の建設、屋外広告物の設置等を計画される設計者や事業者の皆様のために、景観法、大阪市景観計画及び大阪市都市景観条例等に基づく協議・届出の手続き等について解説したものです。大阪市景観計画では、届出の対象となる一定の行為とともに、配慮・遵守すべき景観形成方針や景観形成基準を定めています。本書では、景観形成方針及び景観形成基準に沿って計画・設計を進めるための手順をできるだけ具体的にお示ししています。

また、景観形成に際して前提とすべき敷地の特性や周辺景観の読み解き方をはじめ、それらの特性に沿った景観配慮のための具体的な工夫の例についても紹介しています。これらの内容は、大阪市景観計画において定められた届出対象行為以外の行為を行う際にも参照いただくことにより、より良い景観形成につながるものと考えます。なお、夜間景観に関する解説については、Ⅵ章を参照ください。

Ⅲ章では、景観重要公共施設に指定された公共施設の整備等を行う管理者や、公共施設を占有する物件等について計画される事業者の皆様のために、景観上配慮すべき視点をまとめたものとなっています。本章を参考に、公共施設自体のみならず、周辺のまちなみと調和した良好な景観形成を検討してください。

Ⅳ章においては、良好な景観形成を主たる目的としたまちづくりに取り組むことを考えている地域団体等の関係者向けに、景観まちづくりの進め方や、ルールの実効性を高めるために活用いただくことができる各種制度を紹介しています。

Ⅴ章においては、大規模な面的整備を計画される設計者や事業者の皆様のために、対象行為や手続きのフロー等について、具体的にお示ししています。視点場の考え方などを参考に検討書を作成してください。より計画の初期の段階からの協議において、景観計画区域の各方針や地域性の考慮などの景観上の配慮をしていただくことで、良好な都市景観の形成につながるものと考えます。

Ⅵ章においては、質の高い魅力的な夜間景観を形成する建築物、工作物、屋外広告物の設置等を計画される設計者や事業者の方をはじめ、夜間景観形成に興味や関心をお持ちの市民の方を対象に、景観計画における夜間景観形成に係わる内容の解説や具体的な照明手法等の解説とともに、届出の対象にとどまらず、良好な夜間景観づくりのための工夫例等を紹介するガイドラインを示しています。なお、本ガイドラインは、官民協同による光のまちづくりを推進する光のまちづくり推進委員会が作成した技術指針等、同委員会の活動内容を踏まえたものとしします。

なお、大阪市でこれまでに定めてきた景観に関わる各種のガイドライン等については、内容を精査したうえで、本書に引き継いでいます。

大阪の景観を魅力的なものにするためそれぞれの場面に合わせ、ぜひとも本書を活用してください。

目次

I

建築物・工作物の 景観形成

1	届出制度の概要	i-2
	(1) 景観計画区域と届出対象行為について	i-2
	(2) 届出手続きのフロー	i-9
2	景観形成の手順	i-10
3	景観計画区域内の景観形成方針及び建築物・工作物の景観形成基準と解説	i-36
	(1) 景観計画区域内の景観形成方針及び建築物・工作物の景観形成基準一覧	i-36
	(2) 景観形成基準の解説	i-82
	(3) 典型的な敷地・建築条件における景観形成の例	i-117
4	メディアファサード等の取り扱いについて	i-132
	(1) 届出対象行為と協議対象区域について	i-132
	(2) 協議の基準について	i-133
	(3) 協議手続きフローについて	i-135

II

屋外広告物の 景観形成

1	届出制度の概要	ii-2
	(1) 屋外広告物の種類と協議・届出の対象	ii-2
	(2) 届出手続きのフロー	ii-4
2	景観形成の基本的な視点	ii-5
	(1) 屋外広告物に関する基本方針	ii-5
	(2) 基本的な視点	ii-6
3	屋外広告物基準と解説	ii-7
	(1) 屋外広告物基準一覧	ii-7
	(2) 屋外広告物基準の解説	ii-21

III

景観重要 公共施設 の景観指針

1	景観重要公共施設の概要	iii-2
	(1) 景観重要公共施設の位置	iii-2
	(2) 整備の手続き	iii-3
	(3) 占用等の許可の手続き	iii-5
2	公共施設の景観形成の基本的な視点	iii-9

IV

地域の 景観まちづくり の進め方

1 地域の景観まちづくりの進め方のヒント	iv-2
2 地域ルールの実効性の担保	iv-9

V

大規模面的整備 検討による 景観誘導

1 制度の概要	v-2
(1) 対象行為について	v-2
(2) 手続きのフロー	v-2
(3) 検討書に記載する事項	v-4
(4) 視点場の考え方	v-5
(5) 近景・中景・遠景とは	v-5

VI

夜間景観 ガイドライン

1 夜間景観ガイドラインの目的と対象	vi-3
(1) 夜間景観ガイドラインの目的	vi-3
(2) 夜間景観ガイドラインの対象	vi-3
2 夜間景観形成の方向	vi-4
(1) 夜間景観の形成の基本的な考え方	vi-4
(2) 大阪らしい「4つのあかり」に基づく夜間景観の形成	vi-4
(3) 大阪を代表する「3つのエリア」における夜間景観形成	vi-6
3 夜間景観形成の手法の解説	vi-7
(1) 夜間景観形成の手順	vi-7
(2) 魅力的な「4つのあかり」を生み出す照明手法等	vi-9
(3) 「3つのエリア」の特性を生かす照明手法等	vi-26

① 景観計画の概要	ホ-2
② 景観計画 関連例規集	ホ-10
(1) 大阪市都市景観条例	ホ-10
(2) 大阪市都市景観規則	ホ-22
(3) 景観計画区域内における行為の規制等に関する取扱要綱	ホ-29

補章

～資料編～

景観コラム

赤字：新規コラム（案）

- ◎景観資源とは
（関西大学環境都市工学部建築学科准教授 橋寺 知子） i-12
- ◎営みが紡ぎ出す景観
（京都大学大学院人間・環境学研究科教授 中嶋 節子） i-13
- ◎市街地に残る旧集落の面影
（大阪大学大学院工学研究科教授 澤木 昌典） i-18
- ◎ベイエリアにおける面的開発による一体的な眺望景観の形成
（大阪大学大学院工学研究科教授 加賀 有津子） i-33
- ◎敷き際空間の役割とまちなみの演出
（大阪市立大学大学院工学研究科教授 嘉名 光市） i-82
- ◎ランドマークとなる土木構造物
（近畿大学理工学部社会環境工学科教授 岡田 昌影） i-103
- ◎都心・中之島周辺の水辺景観を印象的にデザインする
（大阪市立大学大学院工学研究科教授 嘉名 光市） i-111
- ◎通りのプロポーションについて i-90
- ◎市街地にうるおいを与える外構設計のエッセンス
（大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科教授 下村 泰彦） i-100
- ◎水都大阪の美観
（大阪府立大学観光産業戦略研究所長／
大阪市立大学都市研究プラザ客員教授 橋爪 紳也） iii-10
- ◎場所の魅力を磨きあげ シビックプライドを育む 夜間景観
～国際観光都市に求められる現代の夜間景観づくりとは～
（大阪大学大学院非常勤講師 長町 志穂） vi-31

I 建築物・工作物の景観形成

1 届出制度の概要

景観計画区域（市域全域）で一定規模以上の建築物の建築等や工作物の建設等を行う場合は、あらかじめ、景観法及び都市景観条例に基づき、市長に対して届出を行う必要があります。

また、届出の前段階で、届出に係る建築物および工作物の景観形成基準や周辺への配慮事項について、都市景観条例に基づき事前協議を行う必要があります。

(1) 景観計画区域と届出対象行為について

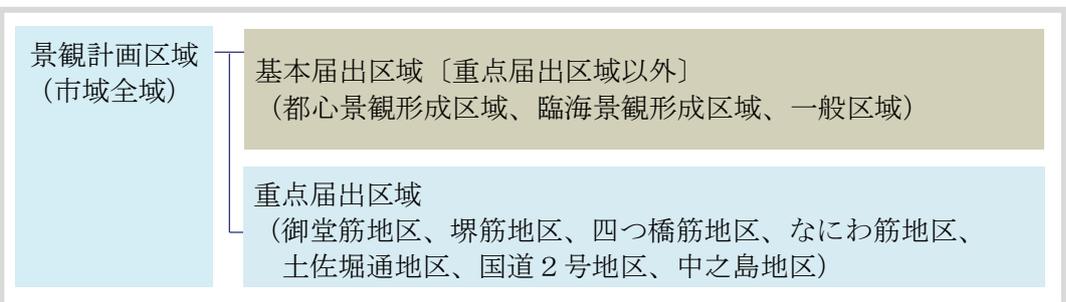
① 景観計画区域

本市では、市域全域を景観計画区域として定めています。

景観計画区域は、「基本届出区域」と、「重点届出区域」からなります。

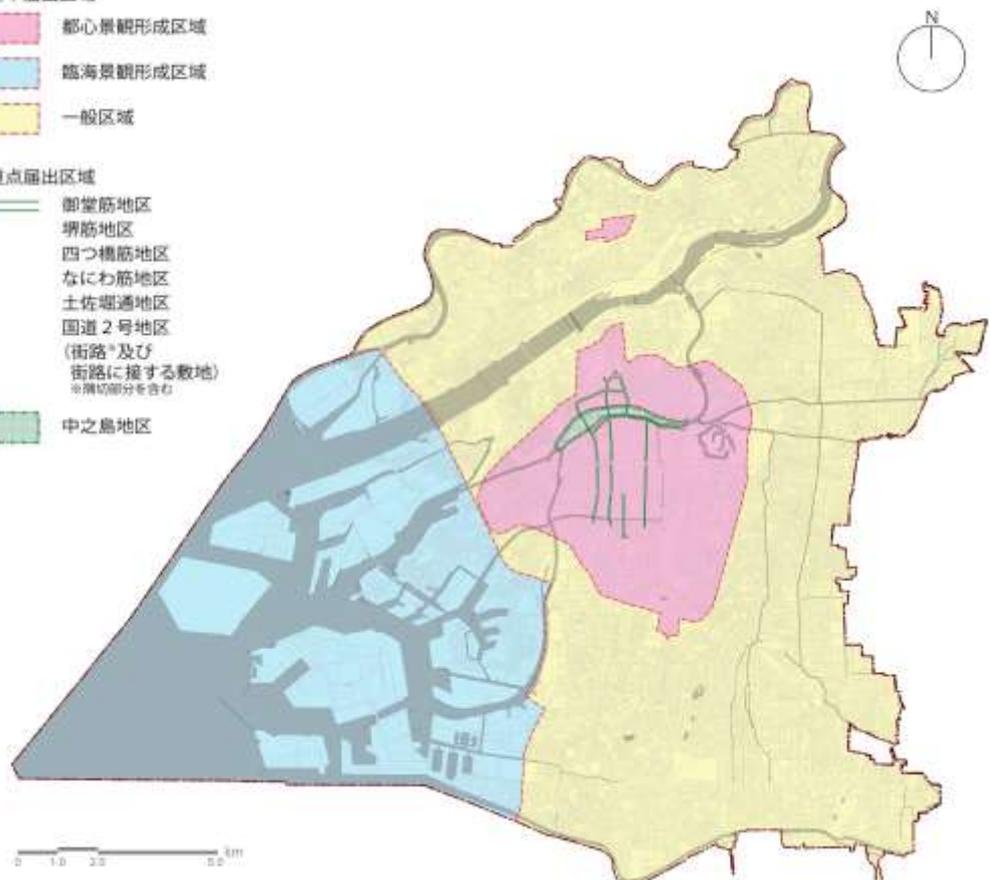
まずは、計画される敷地が景観計画区域のどこに該当するのかを確認しましょう。

←
「マップナビ
おおさか」でも
確認できます。



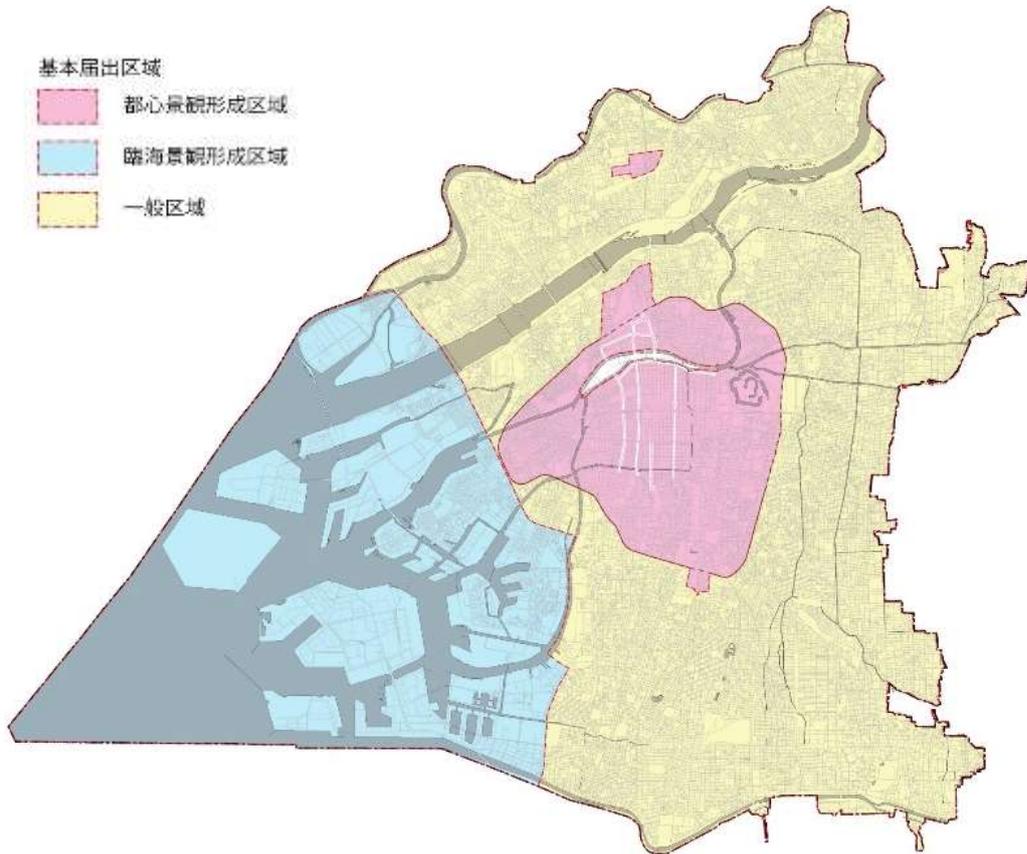
景観計画区域

- 基本届出区域
 - 都心景観形成区域
 - 臨海景観形成区域
 - 一般区域
- 重点届出区域
 - 御堂筋地区
 - 堺筋地区
 - 四つ橋筋地区
 - なにわ筋地区
 - 土佐堀通地区
 - 国道2号地区
(街路*及び
街路に接する敷地)
*隣切部分を含む
 - 中之島地区



基本届出区域

基本届出区域は、市街地の景観に与える影響が大きい大規模建築物等を対象に景観誘導を図る区域とし、景観構造の特性を踏まえたより詳細な景観誘導を図るため、「都心景観形成区域」「臨海景観形成区域」「一般区域」の3つの区域からなります。

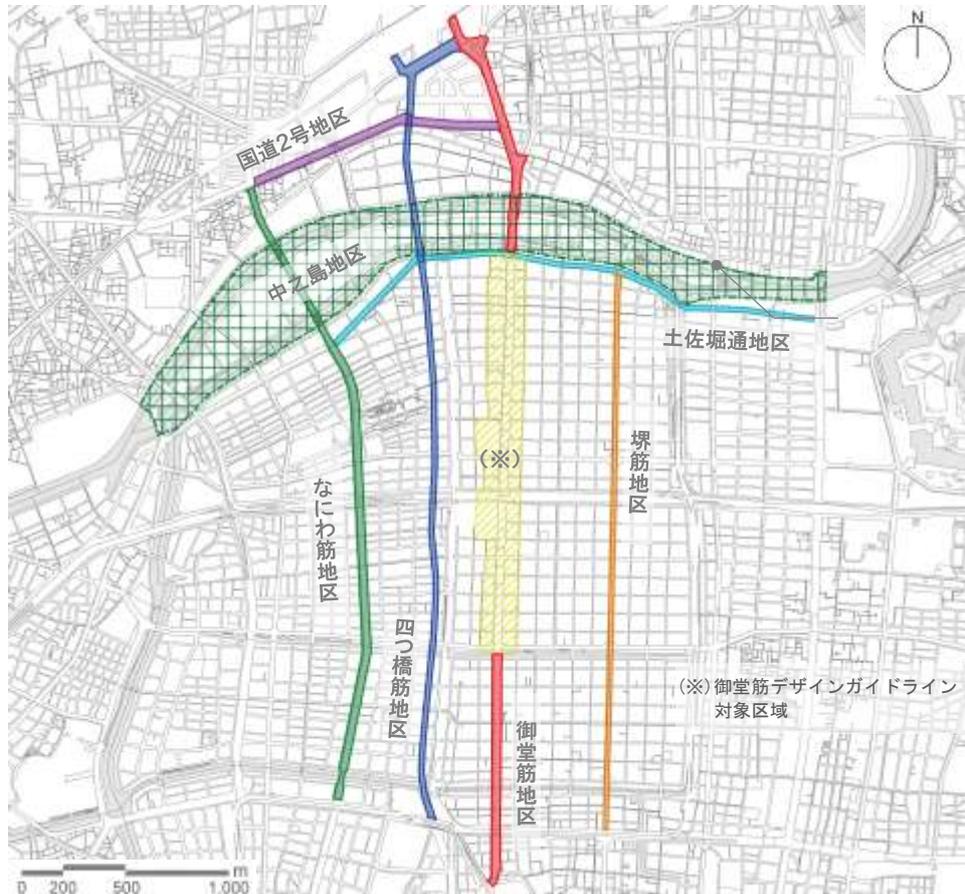


基本届出区域(3区域)

都心景観形成区域	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね大阪環状線の内側（重点届出区域を除く） ・大阪環状線の外側に位置する新大阪駅西側、大阪駅北側、天王寺駅南側の範囲 <ul style="list-style-type: none"> 【新大阪駅西側】新大阪駅を中心とした商業地域・容積率600%以上の区域 【大阪駅北側】大阪環状線の外側に位置する概ね都市再生緊急整備地域（大阪駅周辺地域）の区域 【天王寺駅南側】大阪環状線の外側に位置する都市再生緊急整備地域（阿倍野地域）の区域
臨海景観形成区域	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね大阪港に臨む範囲 <ul style="list-style-type: none"> 東側：国道43号、木津川、西成区・住之江区の区境界、新なにわ筋 西側：大阪湾（市境） 北側：中島川 南側：大和川（市境） に囲まれた区域
一般区域	<ul style="list-style-type: none"> ・都心景観形成区域及び臨海景観形成区域以外（重点届出区域を除く）

重点届出区域

重点届出区域は、地域固有の特性をいかした重点的な景観形成方を展開する区域とし、「御堂筋地区」「堺筋地区」「四つ橋筋地区」「なにわ筋地区」「土佐堀通地区」「国道2号地区」「中之島地区」の7つからなります。



(※)
御堂筋デザインガイドライン対象区域については、別途、「御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する要綱」に基づき、景観協議を行います。

←
中之島地区は区域内、その他の地区については当該街路及び街路沿道の敷地が対象となります。(隅切り部分を含む)

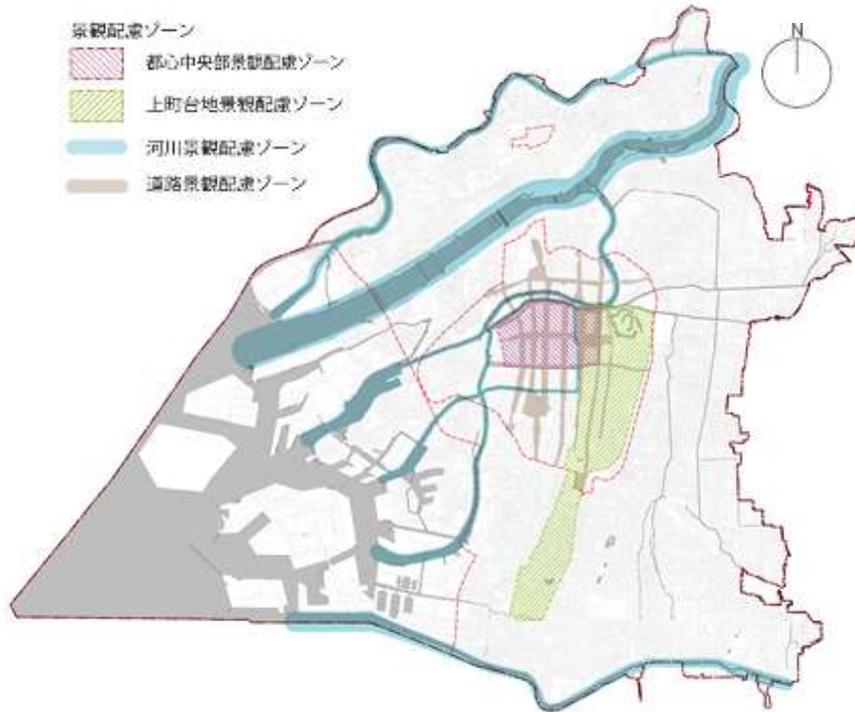
重点届出区域(7地区)

御堂筋地区	御堂筋及び御堂筋に面する敷地【区間／大阪駅前（大阪環状線）～土佐堀通、長堀通～難波駅前（難波西口交差点）】
堺筋地区	堺筋及び堺筋に面する敷地【区間／土佐堀通～千日前通】
四つ橋筋地区	四つ橋筋及び四つ橋筋に面する敷地【区間／大阪駅前（阪神前交差点）～千日前通】
なにわ筋地区	なにわ筋及びなにわ筋に面する敷地【区間／国道2号～千日前通】
土佐堀通地区	土佐堀通及び土佐堀通に面する敷地【区間／なにわ筋～谷町筋】
国道2号地区	国道2号及び国道2号に面する敷地【区間／なにわ筋～御堂筋】
中之島地区	中之島全域、土佐堀川及び堂島川・大川（天満橋～船津橋）

※上記地区が重複する敷地については、双方の基準を満たす必要があります。

景観配慮ゾーン

景観配慮ゾーンは、地形や市街地構造の景観特性に特に配慮した景観形成を図るべきゾーンとし、「都心中央部景観配慮ゾーン」「上町台地景観配慮ゾーン」「河川景観配慮ゾーン」「道路景観配慮ゾーン」の4つからなります。



景観配慮ゾーンの区域

都心中央部景観配慮ゾーン	○次に示す道路に囲まれた区域及びその区域に接する敷地 東側：谷町筋 西側：新なにわ筋 南側：長堀通 北側：土佐堀通
上町台地景観配慮ゾーン	○次に示す河川、道路及び区境界に囲まれた区域 東側：玉造筋、阿倍野筋 西側：松屋町筋、阿倍野区・西成区境、住吉区・住之江区境 南側：長居公園通 北側：大川、寝屋川
河川景観配慮ゾーン	○次に示す河川及び沿川区域（当該河川から50m（淀川は100m）付近の幹線道路、鉄道等の地形地物を区域線とする。） 淀川、大和川、神崎川、大川、堂島川、土佐堀川、道頓堀川、東横堀川、安治川、尻無川、木津川
道路景観配慮ゾーン	○都心景観形成区域内の次に示す道路及びその沿道区域（路線式の用途地域の範囲とする。） なにわ筋、四つ橋筋、国道176号（済生会病院前交差点～梅田新道）、御堂筋、国道25号・国道26号（難波西口交差点～大阪環状線）、堺筋、天神橋筋、松屋町筋、天満橋筋、谷町筋、あべの筋、上町筋、国道2号（大阪環状線～梅田新道交差点）、国道1号（梅田新道交差点～大阪環状線）、土佐堀通、本町通、長堀通

② 届出対象行為

区域毎に届出の対象となる行為が異なります。

計画する建築物や工作物について、届出が必要であるかを確認しましょう。

○建築物

	届出が必要となる建築物	届出対象行為
基本届出区域	敷地面積が 2,000 m ² 以上で、 高さが 10m以上である建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・新築 ・増築（増築後の延べ面積が従前の延べ面積の 1.5 倍以内のものを除く。） ・改築 ・移転 ・外観を変更することとなる修繕等（修繕・模様替・色彩の変更）でその修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の 2分の1を超えるもの
	延べ面積が 5,000 m ² を超え、 地階を除く階数が 6 以上である建築物	
重点届出区域	規模に関わらず全ての建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・新築 ・増築 ・改築 ・移転 ・外観を変更することとなる修繕等（修繕・模様替・色彩の変更）でいずれかの面の修繕等に係る面積がその面の従前の外観に係る面積の 2分の1を超えるもの

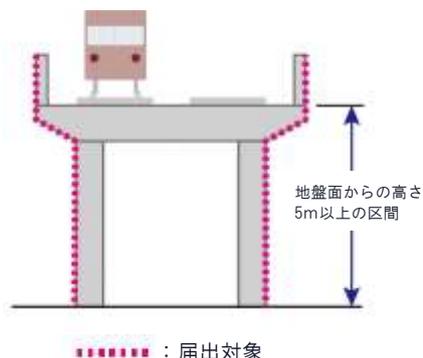
○工作物1（高架道路・鉄道、河川の護岸、橋梁その他これらの規模に類する土木構造物）

	届出対象となる工作物	届出対象行為
基本届出区域	①高架の道路又は高架の鉄道 （道路面又は線路の施工基面の地表面からの高さが 5 m 以上の区間が 350m以上連続しているもの） ※これらの附属施設を含みます。	施工延長が ^g 350mを超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	②河川の護岸 （川幅の平均が ^g 100m以上のもの）	
	③橋梁（橋長が 100m以上のもの）	建設又は外観を変更することとなる修繕等
	④その他、①～③に類する規模及び形態の工作物	
重点届出区域	①高架の道路又は高架の鉄道 （道路面又は線路の施工基面の地表面からの高さが 5 m 以上の区間が 350m以上連続しているもの） ※これらの附属施設を含みます。	施工延長が ^g 350mを超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	②河川の護岸 （川幅の平均が ^g 50m以上のもの）	
	③橋梁	建設又は外観を変更することとなる修繕等
	④その他、①～③に類する規模及び形態の工作物	

【届出の対象となる行為について】

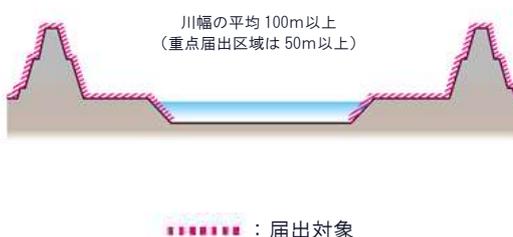
①高架道路・高架鉄道等

高さが5m以上で、施工延長が350m以上連続する高架道路や高架鉄道の建設や外観を変更することとなる修繕等が対象となります。



②河川の護岸

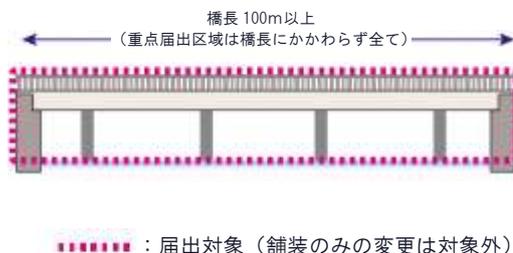
川幅の平均が100m※（重点届出区域は50m）以上で、施工延長が100m（重点届出区域は50m）以上となる河川の護岸の建設や外観を変更することとなる修繕等が対象となります。



※
淀川、大和川、
正蓮寺川、旧淀川（大川、堂島川、安治川）、
木津川、尻無川、神崎川、中島川

③橋梁

橋長が100m以上（重点届出区域は橋長にかかわらず全て）で、施工延長が100m以上（重点届出区域は施工延長にかかわらず全て）となる橋梁の建設や外観を変更することとなる修繕等が対象となります。



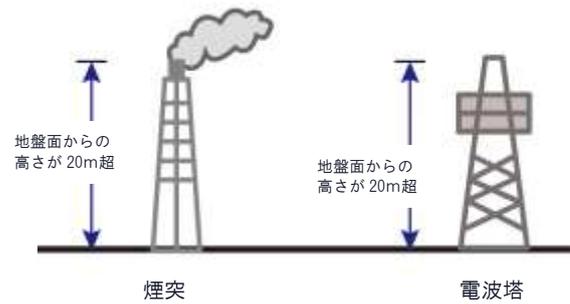
○工作物2(煙突、電波塔、広告塔など)

	届出対象規模	届出対象行為
基本届出区域	①独立する工作物 煙突、電波塔、広告塔その他これらに類する工作物（高さが20mを超えるもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・新設 ・増築 ・改築 ・移転 ・外観を変更することとなる修繕等（修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の2分の1を超えるもの）
重点届出区域	②建築物に付随する工作物 建築物に設置する煙突、電波塔、広告塔その他これらに類する工作物（高さが10mを超えるものであって、かつ、当該建築物との高さの合計が20mを超えるもの）	

【届出の対象となる行為について】

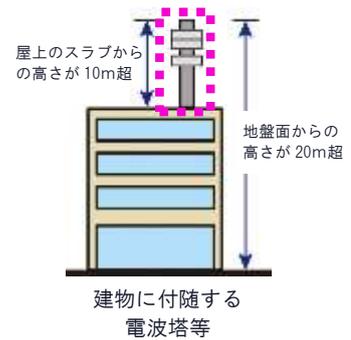
①独立する工作物

独立する工作物には、右図のようなものが想定されます。これらのうち高さが20mを超えるもので、新設や増築等又は外観を変更することとなる修繕等が対象となります。



②建築物に付随する工作物

建築物に付随する工作物には、右図のようなものが想定されます。これらのうち高さが10mを超え、かつ建築物との高さの合計が20mを超えるもので、新設や増築等又は外観を変更することとなる修繕等が対象となります。



..... : 届出対象

○工作物3(遊戯施設)

	届出対象となる工作物	届出対象行為
基本届出区域	コースター、観覧車、その他これらに類する遊戯施設	<ul style="list-style-type: none"> ・新設 ・増築 ・改築 ・移転 ・外観を変更することとなる修繕等（修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の2分の1を超えるもの）
重点届出区域		

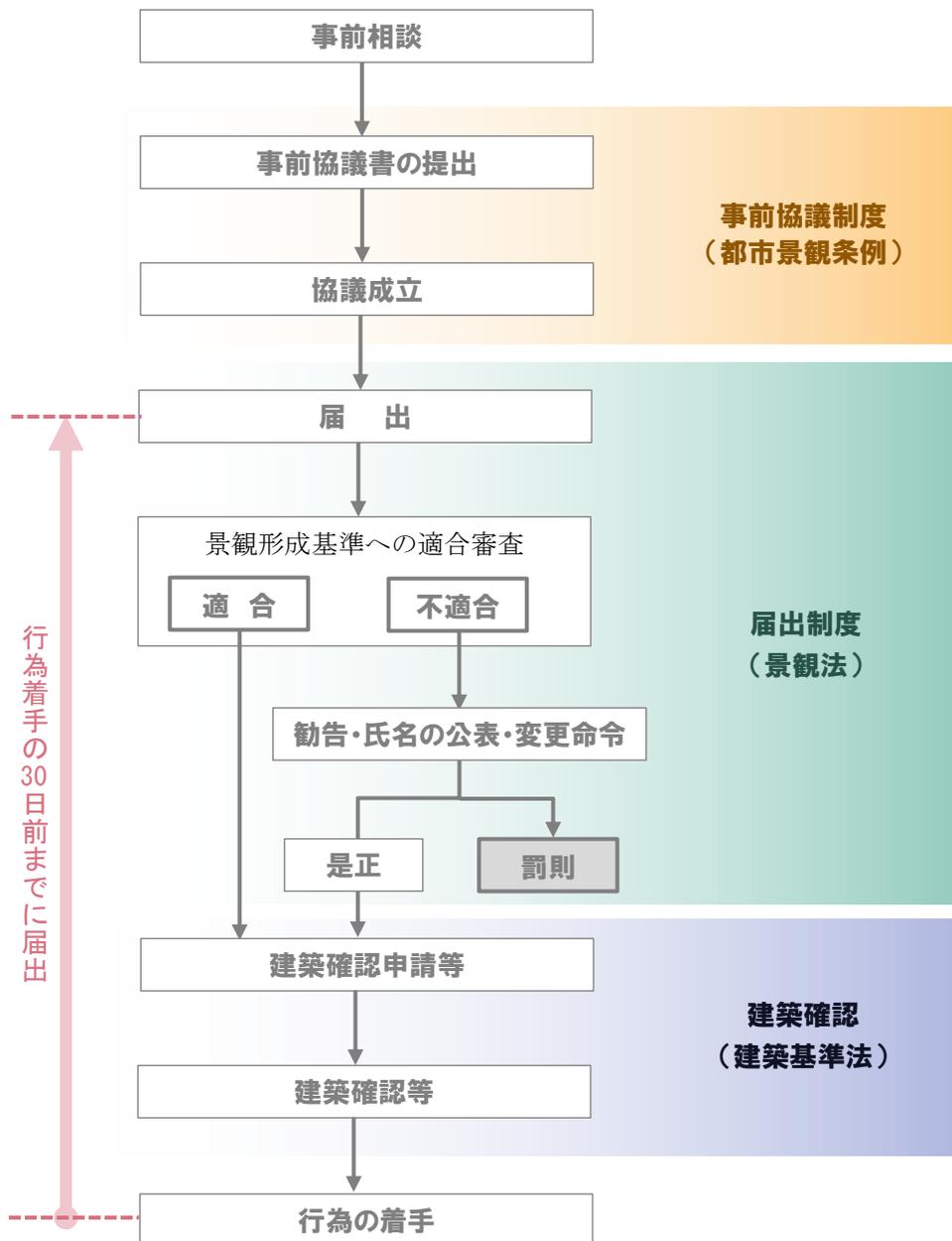
【届出の対象となる行為について】

コースターや観覧車等で、新設や増築等又は外観を変更することとなる修繕等が対象となります。



(2)届出手続きのフロー

計画する建築物や工作物が届出の対象である場合、次のフローに沿って手続きを進めましょう。



→ 手続きの詳細については「景観計画に基づく建築物・工作物の事前協議・届出について」を確認しましょう。

2 景観形成の手順

周辺景観に配慮した地域の景観形成に資する建築物や工作物を計画・設計するため、次の手順を参考に検討を進めましょう。

P. i-19←
主要な視点場

ステップ1 景観特性を 読み解く

建築物や工作物を計画・設計する敷地の立地特性や周辺からの見え方を把握するとともに、周辺のまちの景観がどのような特性を持つのかを読み解きます。

←
「マップナビ
おおさか」でも
確認できます。

ステップ2 景観形成の コンセプトを 考える

敷地が景観計画区域のどの「届出区域」に位置するかを確認します。「景観形成配慮ゾーン」であるのかもあわせて確認しましょう。(→P. i-2, P.ホ-7)

景観計画では区域やゾーンの特性に応じた「景観形成方針」が定められています。敷地が位置する区域やゾーンの景観形成方針を確認します。複数の区域やゾーンに含まれる場合は、全ての景観形成方針を確認しましょう。(→P. i-25)

敷地や周辺の景観特性と景観形成方針を踏まえて、計画・設計によってどのような景観を形成していくのか（景観形成のコンセプト）を考えます。

ステップ3 景観配慮の工 夫を考える

景観計画では区域やゾーンの特性に応じた「景観形成基準」を定めています。基準には具体的・定量的なもののほか、抽象的・定性的なものもあります。

定性的・抽象的な基準については、敷地や周辺の景観特性（ステップ1）と、敷地が位置する区域やゾーンの景観形成方針（ステップ2）を踏まえて解釈することにより、具体的に配慮すべき事項が明確になります。

景観形成方針や景観形成基準に沿って、景観配慮の具体的な工夫を考えます。

ステップ 1 景観特性を読み解く

建築物や工作物の計画・設計を行う敷地の立地特性や周辺のまちの景観特性を次の着目点を参考に読み解きましょう。

着目点1 : 立地特性や周辺からの見え方

敷地が位置する地域の地形の様子や道路との関係、また周辺の道路や公園などの公共空間から敷地がどのように見えるか確認します。

地形や立地による見え方の例



広幅員の幹線道路沿いに位置し、通行する車からよく見える。また道路の反対側からは高層部も含めて建物の全景が見える。



人通りの多い道路の突き当たりに位置し、多くの人の目に留まりやすい（アイストップ）。



坂の途中に位置し、登るときは見上げる視線、下りるときは見下ろす視線になって見え方が異なる。



河川沿いに位置し、橋上や対岸のプロムナードから水面越しに水辺の風景の要素として建物の全景が見える。



海際に位置し、近くを通る船上や対岸などから水面越しに遠景として建物が見える。



公園に隣接し、高層建築物であれば公園内から樹木などの緑の背景として見える。

立地特性や敷地の見え方の調べ方

計画する敷地内から周囲を見渡すとともに、少し離れていても敷地が見える公共空間を探し、そこからの見え方や不特定多数の人から見られる頻度などを確認します。

着目点2

: 周辺のまちなみや景観資源

計画する敷地の周辺のまちなみを観察し、景観を構成している主要な要素や近くに特徴的な景観資源となるものがあるか確認します。

周辺のまちなみの例



周辺は業務系用途の建物が多く、道路の反対側は大街区の高層ビルがある。同じ並びには中低層の建物が多く近代建築など歴史を感じさせる建物もある。



周辺は敷地規模が比較的大きい戸建住宅が建ち並んでいる。敷地内の庭木などの緑が通りに表出し、緑豊かで落ち着いた住宅地の景観を生み出している。



周辺は比較的大規模の倉庫や物流施設が多く、敷地の南側には広場がある。通りの先には長大橋が見え、景観のアクセントとなっている。



周辺は商店街で様々な店舗が軒を連ねている。人通りも多く、通りから見える店内の様子などにもぎわいのある景観の要素となっている。

周辺のまちなみや景観資源の調べ方

敷地の界隈を歩き、道路の幅員や人通りの状況はどうか、どのような建物が多いのか、街路樹や敷地内の緑の状況はどうかなどを観察します。周辺にある建物は単体としてだけでなく、まちなみとしてとらえた時の特徴にも注意します。

特徴のある建築物や樹木、工作物など、周辺の景観の中で重要な景観資源となるものがあるか確認します。本市が登録している都市景観資源の分布について事前に調査しておくことも有効です。

景観コラム 景観資源とは

景観資源は、「景観構成要素」とも呼ばれ、その場所の景観を構成する要素のことです。景観資源は、自然のもの（自然の地形や保護樹木など）と人の手によって作られたもの（建築物や工作物、道路、庭園、まちなみなど）に分けることができますが、その2つが複合してできたもの、例えば、山間の地形に応じた棚田や地形と一体の集落、鎮守の森、里山などもあります。景観資源の大きさもいろいろです。山や河川、湖沼、海、海岸線、森林のような面的、線的な大きなものもあれば、記念碑や石碑、看板、建築物、橋梁などの土木工作物、市街地や公園にある特徴的な樹木など、点の要素も多く存在します。また、神社などの祭礼やお花見・紅葉狩りなど、ある時期だけ見られるものもあります。

「看板」と言えば、しばしば景観を乱す要素と見なされますが、道頓堀川沿いなどでは、地域の景観の重要な要素にもなっています。大阪市は早い時期から市街化が進んでいたエリアが広く、都市的な要素が多いように思えますが、よく見れば、古墳や、社寺などの歴史的建造物、大大阪時代の近代建築、水都大阪の名にふさわしい水辺など、さまざまな景観資源があります。既存の景観資源を生かしつつ、新たな計画・設計が、その地域の新しい景観のアクセント、次世代の景観資源となることが期待されます。

【第7期_第9期(H24_H30)】大阪市都市景観委員(建築設計計画) 橋寺 知子(関西大学 環境都市工学部建築学科 准教授)

着目点3 :地域の歴史や営み

計画する敷地の履歴を確認するとともに、地域の成り立ちや歴史背景などを調査します。また、地域で引き継がれてきた習慣や祭り、伝統行事などの人々の営みについて把握します。これらが現在の景観が形成されてきた背景となっています。

地域の歴史や営みの例



かつて大規模工場の敷地であったが住宅団地として開発されたエリアで、利便性の高い環境から住宅地として人気が高い。



夏には大きな祭りが開催され、敷地の前の通りは神輿渡御のルートにもなっている。



かつて海外交易の中心地で外国人が多く居住していたエリアであり、現在も教会など当時の面影が残る。



江戸時代から現代まで常に大阪を代表する商業地で、地元組織により建物の用途やまちなみなどのルールが運用されている。

周辺のまちなみの調べ方

地域史などの文献から地域の成り立ちを調べます。地名の由来を調べたり、地域の歴史や文化のことをよく知る人に話を聞くことなども有効です。

景観コラム 営みが紡ぎ出す景観

「天神祭の宵宮である。遠くまで続く門並の祭提灯、張り巡らされた幔幕、もみの木の瓶花、金銀の屏風、どれもこれもお祭り気分をそそりたてるものばかり。」これは、昭和4（1929）頃の天神祭の宵宮の情景を記した日記の一文です。いきいきとして美しい祭りの日のまちが、目の前に浮かび上がってくるようです。

地域固有の景観は、その土地における日々の営みとともに、年中行事、冠婚葬祭など特別な日の存在によってかたちづくられてきました。たとえば祭礼が行われるまちでは、幕掛けや提灯を吊る金具や支柱、見物のための棧敷といった祭礼のための装置が、家々に伝統的に設えられています。これらは普段、意識することはありませんが、祭礼時に突如としてあらわれ、まちを祝祭空間へと変えます。また、御旅所や渡御筋など、祭礼の舞台となる場所や道は、まちの空間構造を示すものであると同時に、景観構造の骨格となっています。

日常とともに、こうした特別な日のあり様に注意を払い、仕組まれた景観要素を読み解くことで、それぞれの地域がめざすべき景観とその整備の方向性が浮かび上がることが期待されます。対象となるのは、建物や土木構造物、地形、自然、そしてなにより人間の行為を含んだ生活空間の総体としての眺めです。また、眺めの背景にある意味や慣習、歴史、社会システムへのまなざしも重要です。

生活文化として景観が共有されてはじめて、地域の景観が美しくあること、景観がかたちづくられる規範や仕組みが守られるべきことが説得力をもちます。生活そのものが景観を造り出していることに、われわれはまずもって意識的でありたいと考えます。

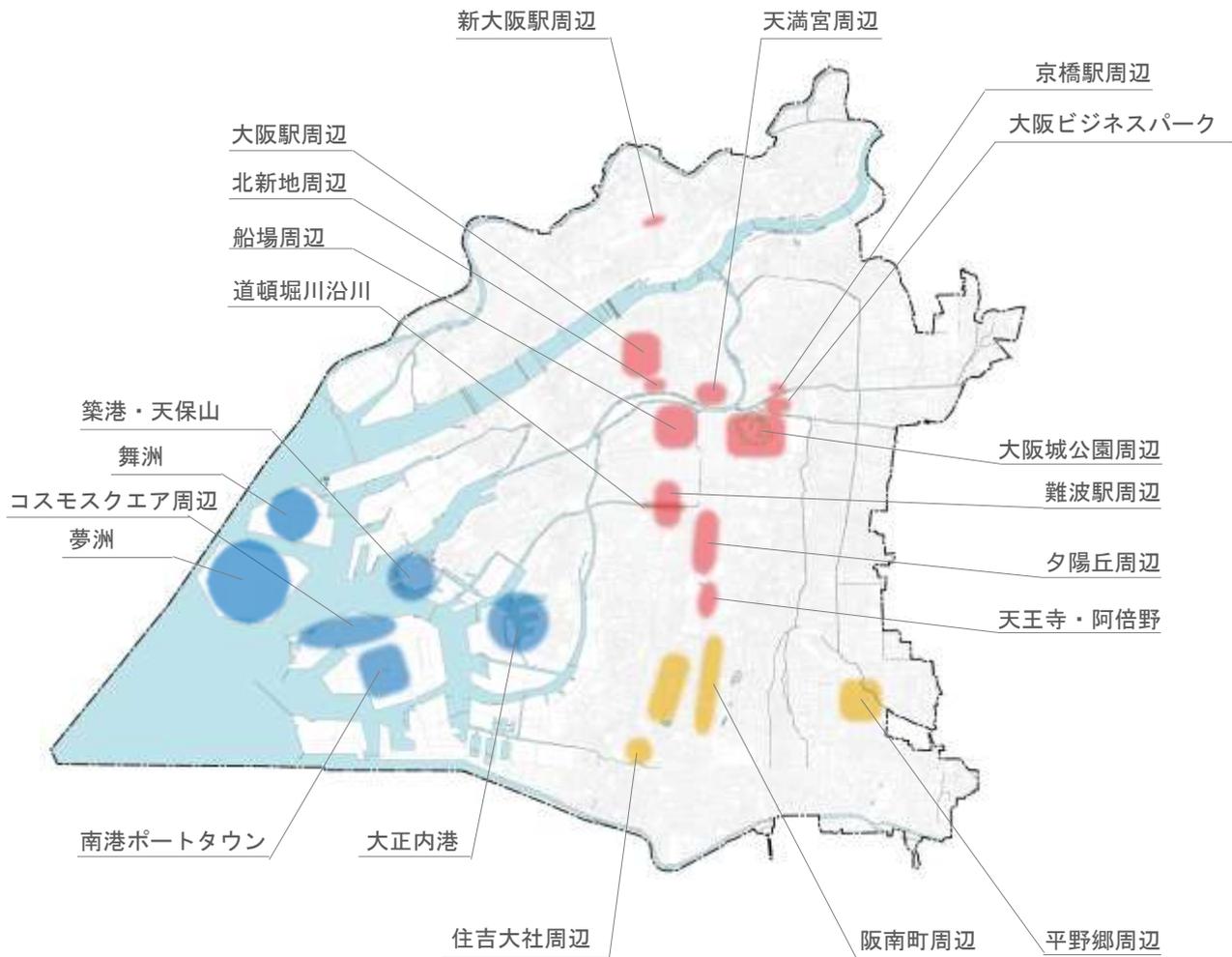
【第7期_第9期(H24_H30)】大阪市都市景観委員(建築設計計画) 中嶋 節子(京都大学大学院 人間・環境学研究所 教授)

着目点4

: 特徴的な景観のあるエリア

計画する敷地が特徴的な景観のあるエリア内やその周辺に位置する場合は、それらの景観の特徴についても把握しましょう。

なお、特徴的な景観のある主なエリアの例を次に示しています。



都心部の例

エリア	景観の特徴と留意点
<p>新大阪駅周辺</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・新大阪駅を中心とするターミナル空間を核とした景観が形成されています。 ⇒大阪の玄関口としてのもてなしを感じられる洗練されたデザインや周辺との調和に配慮したまちなみの形成が求められます。
<p>大阪駅周辺</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前の街区を中心に、風格があり洗練されたまちなみが形成されています。 ⇒これらのまちなみを核とし、統一感や調和に対する配慮や個性的で象徴的な形態など、場所の特性に応じた方法により玄関口にふさわしい風格のあるまちなみの形成が求められます。
<p>北新地周辺</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・キタの歓楽街として、特に夜間には屋外広告物が特徴的なにぎわいのある景観が形成されています。 ⇒人々を惹きつけ、多様性と期待感があるしゃれたにぎわいのあるまちなみの形成が求められます。
<p>天満宮周辺</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・天満宮と参道を中心に歴史を感じさせるまちなみが形成されています。 ⇒このようなまちなみを資源として継承し、これらの資源との調和に配慮することで深みのあるまちなみの形成が求められます。
<p>京橋駅周辺</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪の東のターミナルであり、界限性のあるにぎわいの景観が形成されています。 ⇒人々の回遊を生み出し、多様性に富んだにぎわいあるまちなみの形成が求められます。 ⇒都心に育まれた水と緑豊かな憩いの場として広く市民に親しまれ、大阪観光の代表で歴史的なランドマークとなっている大阪城天守閣との調和に配慮した景観の形成が求められます。
<p>大阪ビジネスパーク</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・高層建築物群と豊かな街路樹などにより、洗練されたオフィス街の景観が形成されています。 ⇒圧迫感を緩和するとともに、街路樹と一体となった敷地内の緑とゆとりあるオープンスペースが融合したうまいあるまちなみの形成が求められます。 ⇒都心に育まれた水と緑豊かな憩いの場として広く市民に親しまれ、大阪観光の代表で歴史的なランドマークとなっている大阪城天守閣との調和に配慮した景観の形成が求められます。
<p>船場周辺</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な町割りの中に近代建築などの歴史的景観資源が点在し、趣きのあるオフィス街の景観が形成されています。 ⇒このような環境との調和を図り、多様な集積をいかながら、歴史性や文化性などの面でまとまりが感じられ、周辺のスケール感に配慮したヒューマンスケールのまちなみの形成が求められます。 ⇒周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの資源との調和に配慮した景観の形成が求められます。 ⇒また、船場後退線を含め人々が快適に活動できる歩行者空間の確保、うまいある緑の創出や、人々が立ち寄り交流できる沿道建築物の工夫などを進めることで船場らしいまちの魅力の創造が求められます。

道頓堀川沿川



- ・河川に沿ったとんぼりリバーウォークや河川に面して個性的なファサードの建物によりにぎわいのある景観が形成されています。
- ⇒対岸や橋上、水上からの眺めを意識しながら、個性を持ちつつ周辺と調和した協調性のあるデザインとし、低層部は遊歩道を歩く人々が気軽に出入りできるような開放性のあるものとするなど、川、水辺、遊歩道と沿川のまちが一体となったにぎわいのある水辺のまちなみ形成が求められます。

難波駅周辺 (長堀通～難波駅前)



- ・界隈ごとに特徴のある多様なエリアが存在し、キタと並ぶ大阪を代表する繁華街として多様なにぎわいのあるまちなみが形成されています。
- ⇒多様な要素が混在する中から新しい文化を生み出し、常に活力を維持してきた地域の伝統を受け継ぎ、新たな文化創造を誘発するような感性を刺激するまちなみの形成が求められます。

天王寺・阿倍野



- ・天王寺公園や親しみのある界隈、さらには更新を続ける大規模な建築物などが景観の要素となっています。
- ⇒今後は界隈ごとの個性をいかした多様なまちなみを形成していくとともに、個別の空間のつながりに配慮し、周辺と調和した景観を形成していくことが求められます。

大阪城公園周辺 (天満橋・谷町四丁目・森ノ宮)



- ・大阪城公園の豊かな緑と広大なオープンスペースが特徴です。
- ⇒このような特徴をいかし、より緑影濃く広々としたうるおいある良い景観の形成が求められます。
- ⇒都心に育まれた水と緑豊かな憩いの場として広く市民に親しまれ、大阪観光の代表で歴史的なランドマークとなっている大阪城天守閣との調和に配慮した景観の形成が求められます。

夕陽丘周辺



- ・坂道と崖線や地域内に点在する社寺林などの緑の帯が特徴的な景観要素となっています。
- ⇒これらの要素をいかし、敷地内の外構緑化など多様な緑の連続性に配慮することにより、うるおいあるまちなみの形成が求められます。
- ・歴史的・文化的資産が多数残されており、都心部にありながら落ち着いた雰囲気界隈が形成されています。
- ⇒このような地域の環境を継承した趣のある景観の形成が求められます。

臨海部の例

エリア	景観の特徴と留意点
<p>コスモスクエア周辺</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪の海の玄関口として、個性的な建築物と遊歩道による大スケールでゆとりのある景観が形成されています。 ⇒これらの景観と調和しながら、港の交流拠点として、活気があり、かつ、洗練された景観の創出が求められます。 ⇒特徴的な景観資源となっている夕陽や大規模な橋梁などとの調和に配慮した景観の形成が求められます。 ⇒海辺のまちなみを見る（視点場）・見られる（視対象）の関係となっており、中遠景に望む大スケールのパノラマ景観の形成が求められます。
<p>築港・天保山</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・築港などのウォーターフロントでは、にぎわいのあるまちなみが形成されています。 ⇒今後もよりにぎわいのある景観形成を図るとともに、客船のターミナルとして、ふさわしい港町の風情が感じられる快適なまちなみの創出が求められます。 ⇒周辺に海運産業を支えた近代建築など、港の歴史・文化が感じられる資産が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観の形成が求められます。 ⇒特徴的な景観資源となっている大規模な橋梁などとの調和に配慮した景観の形成が求められます。 ⇒海辺のまちなみを見る（視点場）・見られる（視対象）の関係となっており、中遠景に望む大スケールのパノラマ景観の形成が求められます。
<p>舞洲</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・海に浮かぶ森としてゆとりとうるおいを感じられる景観が形成されています。また、レクリエーション機能が充実しており、それらを取り巻く景観は市民に親しまれています。 ⇒スポーツ・レクリエーション拠点として、豊かな緑と開放感のある海辺に配慮したゆとりのある景観の形成が求められます。 ⇒特徴的な景観資源となっている大規模な橋梁などとの調和に配慮した景観の形成が求められます。 ⇒海辺のまちなみを見る（視点場）・見られる（視対象）の関係となっており、中遠景に望む大スケールのパノラマ景観の形成が求められます。
<p>夢洲</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業・物流ゾーンと新たな観光拠点が共存するエリアとなっています。 ⇒水際線に向けた開放的な眺望、ゆとりある歩行者空間や緑の空間を有する公共空間の創出など、「水」とベイエリアをネットワークする「みどり」により、大阪・関西の海の玄関口にふさわしく、観光拠点の新しい顔となる魅力的空間の創出が求められます。 ⇒特徴的な景観資源となっている夕陽や大規模な橋梁などとの調和に配慮した景観の形成が求められます。 ⇒海辺のまちなみを見る（視点場）・見られる（視対象）の関係となっており、中遠景に望む大スケールのパノラマ景観の形成が求められます。
<p>大正内港</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖的な静水域に面して港湾関連機能と居住機能等が共存し、陸地と水面とのつながりが比較的密接な落ち着いた雰囲気景観が形成されています。 ⇒このような景観の特徴を継承しつつ、ドック、運河、渡船場などの特徴的な景観資源との調和に配慮した景観の形成が求められます。
<p>南港ポータウン</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹や緑地などの多くの緑に囲まれたゆとりとうるおいある住宅地の景観が形成され、港湾関連施設が立地する海際の景観とは異質の空間となっています。 ⇒このような良好な環境を継承し、緑豊かで落ち着いた景観の形成が求められます。

一般市街地の例

エリア	景観の特徴と留意点
住吉大社周辺 	<ul style="list-style-type: none"> ・熊野街道沿いや住吉街道沿いを中心に、伝統的な町家建築が今も多数残されており、歴史・文化を感じられるまちなみが形成されています。 ⇒このような資源をできるだけ保全するとともに、その周辺においてはこれら資源との調和に配慮することで深みのあるまちなみの形成が求められます。
阪南町周辺 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺に旧街道筋沿いの優れたまちなみや昭和初期に建設された長屋などが点在し、深みのあるまちなみとなっています。 ⇒歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観形成が求められます。
平野郷周辺 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治都市として栄えた旧環濠内に伝統的な建築物が残っており、歴史・文化を感じられるまちなみが形成されています。 ⇒このような資源をできるだけ保全するとともに、その周辺においてはこれら資源との調和に配慮することで深みのあるまちなみの形成が求められます。

景観コラム 市街地に残る旧集落の面影

それぞれの土地には、かつてその町で暮らした人々の生活の歴史が刻まれています。歴史の積層は景観という形で現れ、ときにはひょっこりと顔を出すかのように街角に歴史的な事物が残っていたりしています。『景観計画』p.30に記載の「旧集落・旧街道筋の分布」図を見れば、大阪市内にもかつての街道や集落がたくさん存在していたことがわかります。これらの旧街道や旧集落は、大阪の近代化による市街地の拡大や改変によりその姿を変えながら、現代都市の中に埋没してきました。しかし、今日でも道路パターン（不規則で狭い路地など）や寺社、歴史的建造物、生け垣や塀、古木や樹林など、往時の痕跡や面影を残す建物や場所も多く、大阪市の都市景観資源には、そうした歴史的建造物などが各地域の景観を特徴付ける重要な役割を担うものとして数多く選定されています。

HOPEゾーン事業が実施された平野郷地区や空堀地区などでは、歴史的建造物や長屋などが集合的に残っており、補助事業などによって歴史的なまちなみや雰囲気を保全するために修景・補修がなされました。しかし、これら以外の地区でも旧集落や旧街道沿いの地区では歴史的な建造物や塀、さらに道標などのまちなみ景観要素を保全するとともに、建物の新築や改築に際して、これらと調和した形態・デザインや色彩、植栽などに配慮いただくことで、その場所が育んできた歴史とまちなみの雰囲気を次代につなぐことができます。これらは、その町に住む人々の誇りや愛着となり、皆が共有するその町の個性として引き継がれていくことになるのです。

【第5期第8期(H19_H28)】大阪市都市景観委員(都市景観) 澤木 昌典(大阪大学大学院 工学研究科 教授)